

平成30年度 介護職員処遇改善加算について

1. 厚生労働省公表資料

- ・第157回社会保障審議会介護給付費分科会資料
- ・介護保険最新情報vol.582 「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」
- ・介護保険最新情報vol.583 「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A（平成29年3月16日）」

2. 計画書作成について

平成30年度介護職員処遇改善加算計画書等の作成について、現行の報酬単価（平成29年度の介護報酬総単位数×サービス別加算率×1単位の単価）による記載で受付け、平成30年度介護保険法改正・介護報酬改定による新報酬単価確定による金額のずれによる計画書の時点修正は不要とします

なお、今後の社会保障審議会介護給付費分科会の今後の審議進行によっては、提出期限の平成30年2月28日までに内容を時点修正する場合がありますので、予め御承知おきください。

3. 介護職員処遇改善加算に関する届出について

(1) 介護給付費算定に係る届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出が必要となる場合

- ・現在は介護職員処遇改善加算を取得しておらず、新たに取得する場合
- ・加算の区分変更を行う場合

(例：平成29年度加算Ⅱ→平成30年度加算Ⅰ 等)

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(表紙)の「変更前」「変更後」の記載は、新旧加算が分かるよう、変更後の加算は必ず新加算区分を記入してください。

(記載例：平成29年度加算Ⅱ→平成30年度加算Ⅰ など)

平成30年4月1日算定開始の介護職員処遇改善加算の届出は、その他の加算とは別に、介護職員処遇改善加算単独で、計画書等添付書類とともに、平成30年2月28日(郵送の場合は、当日消印有効。)までに提出してください。

(2) 介護給付費算定に係る届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出が不要となる場合

- ・現加算を据え置く場合(例：平成29年度加算Ⅰ→平成30年度加算Ⅰ 等)は、本組合側でデータの一括変更を行うこととし、介護給付費算定に係る届出書・体制等状況一覧表の提出は不要です。

4. 提出書類

- (1) 計画書提出書類（様式）一式
- (2) 介護給付費算定に係る届出書
 - ①変更届出書
 - ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ③加算体制等状況一覧表

5. 提出方法・問い合わせ窓口

- (1) 提出期限：平成30年2月28日（郵送の場合は、当日消印有効。）
 - ※提出が遅れた場合、算定開始は早くても、平成30年5月からとなりますのでご注意ください。
- (2) 提出方法：本組合介護保険課へ持参されるか、郵送で提出してください。
送付の際は、封筒に「処遇改善加算計画書在中」と朱書きしてください。
- (3) 対象事業者：①地域密着型サービス事業所
②介護予防・日常生活支援サービス事業所
※平成30年4月から介護職員処遇改善加算を算定するすべての事業者が対象です。平成29年度から引き続き、介護職員処遇改善加算を算定する事業者についても、平成30年度計画書の提出が必要です。
- (4) 問い合わせ窓口
島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 総務企画係
担当：植木・塩田
電話番号 0957-61-9101